平成２６年（フ）第２１４６号
東京都千代田区神田須田町２―３―24　ＫＴ須田町ビル４階、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区潮見２丁目６番１号
破産者　株式会社ウェブカムプロモーション
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１４７号
東京都足立区綾瀬１丁目38―18―102
破産者　柳田　智幸
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１６４号
東京都調布市飛田給１丁目６―８―102
破産者　清水　律子
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２８９号
東京都足立区東綾瀬１丁目１番１号
破産者　株式会社メルカートモビリ
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２９０号
東京都台東区東浅草１丁目７―５―702
破産者　倉持　進一
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２９７号
東京都北区赤羽西１丁目29―１―401
破産者　水落雄一朗
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４４４号
東京都台東区浅草橋３丁目25番５号
破産者　株式会社ワタナベ
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９４０号
東京都墨田区東向島５丁目19番14―1003号
破産者　株式会社鬼平
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９４１号
東京都足立区東和３丁目１―21―302
破産者　新井　　諭
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０２７号
東京都江戸川区篠崎町７丁目28―４―403
破産者　舘岡きよ子
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１７７号
神奈川県横浜市港北区高田西３丁目22―13
破産者　吉岡　　健
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１７８号
東京都葛飾区細田３丁目22番８号
破産者　有限会社遠藤商事
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１７９号
東京都葛飾区柴又４丁目13―９―101、開始決定時の住所東京都葛飾区細田３丁目22―８
破産者　遠藤　忠郎
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１８０号
東京都葛飾区柴又４丁目13―９―101、開始決定時の住所東京都葛飾区細田３丁目22―８
破産者　遠藤　雪子
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２０５号
東京都江戸川区西篠崎１丁目16番14号　パークサイド篠崎202、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区東小岩３丁目13番７号
破産者　マルゼンパック株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２０６号
東京都江戸川区西篠崎１丁目16―14―202
破産者　佐藤　　司
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２１４号
埼玉県鴻巣市滝馬室858、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神宮前１丁目10番34号―307
破産者　株式会社アルシオーネ
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２２５号
東京都墨田区横川４丁目12番７号
破産者　株式会社ケイプロジェクト
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２５２号
東京都新宿区中井１丁目５―１―102
破産者　西尾　敏之
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２７３号
神奈川県大和市中央林間１丁目５番７号
破産者　株式会社創秀
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２９６号
佐賀県佐賀市木原２丁目24番15号
破産者　三瀬紀久子（旧姓納富）
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係